

令和5年5月31日

保護者の皆様

要保存

大津市立膳所小学校
校長 中濱 義明

台風などの非常変災時および災害発生時における措置について

日頃は、本校教育へのご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、台風や暴風雨等により警報等が発表されるなどの非常変災時および災害発生時において、学校が臨時休業となることがあります。以下についてご確認をいただきますようお願いします。

1. **課業日の午前7時において、滋賀県や近江南部に「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」あるいは「暴風警報」が発表中の場合は、臨時休業となります。(以後に警報が解除されても、当日は臨時休業です。)**
→特に連絡のない場合、臨時休業の翌日の用意は「時間割どおり」で登校させてください。
2. 「大雨警報」や「洪水警報」など、「**暴風**」を含まない警報の場合は平常授業です。
3. 児童が学校にいる間に「特別警報」「暴風警報」が発表された場合、または発表されることが予想される場合、学校は通学路の安全等を勘案の上、速やかに下校の措置をとります。
4. 「特別警報」「暴風警報」が発表された時刻によっては、児童の安全を優先し給食を食べずに下校することもありますので、ご家庭で昼食の用意をお願いします。
5. 地震災害発生時や河川氾濫・土砂災害発生時等、危険が伴うと考えられる場合には、大津市教育委員会や校長等の判断により、必要に応じて、臨時休業、始業時刻の繰り下げ、下校時刻の繰り上げなどの措置を行います。
6. 膳所学区内に避難情報が発表され、本校に避難所が開設された場合には、地域の実情や校長等の判断により、臨時休業、始業時刻の繰り下げ、下校時刻の繰り上げ等の措置を行う場合があります。
7. 前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等（Jアラート）による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて校長が判断し、平常どおりの授業を行うことがあります。

※上述の内容への学校の対応は、隨時「メール配信システム」によりお知らせする予定です。4月10日付文書「令和5年度膳所小学校メール配信への登録について」をご覧いただき、できるだけ早急に「メール配信システム」への登録をお願いします。)